



責任ある銀行取引に係るOECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス ——持続可能社会実現に向けたルールの 一例として——

全国銀行協会

大野正文／今井裕子

OECD（経済協力開発機構）は、2019年10月、「責任ある企業貸付および有価証券引受のためのデュー・ディリジェンス—OECD多国籍企業行動指針を銀行が実践するための配慮事項」（原題“Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting : Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises”）。以下、本稿において「銀行取引DDガイダンス」という¹を策定、公表した。現在、国連SDGs（持続可能開発目標）への取組みは、銀行界においても重要なテーマ、課題となっているところであるが、個別金融機関、金融業界としての取組みも様々に進められている。持続可能な社会実現に向けた法務分野の対応についても、様々な提言、論稿等が提示され始めている中、銀行法務分野ではまだ手探りの感がある²。銀行取引DDガイダンスは、銀行取引における持続可能な社会に向けた指針となり得るものであり、SDGs課題に対する法務分野への有意義なフレームワークを示すものと思われるので、その概要を紹介することとしたい³。

① 持続可能な社会に向けた取組み —多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス—

OECDは、1976年、多国籍企業に対して、企

業に対して期待される責任ある行動を自主的に取るよう勧告するため、「OECD多国籍企業行動指針」（OECD Guidelines for Multinational Enterprises）（以下、本稿において「MNE指針」という）を策定した⁴。MNE指針は、法

1 銀行取引DDガイダンス原文は、OECDウェブサイトに掲載されている（<https://mneguidelines.oecd.org/Due-Diligence-for-Responsible-Corporate-Lending-and-Securities-Underwriting.pdf>）。本稿において、銀行取引DDガイダンスを引用、指摘する場合は、このテキストの該当頁を指す。

2 最近の文献としては、「特集 企業法務の知見をSDGsに活かす」NBL1172号31頁以下の各論稿を参照。銀行取引に関する米国の状況について、Emma Russell and Emily Fuller, *Sustainability Linked Loan and Fund Finance*, 137 *Banking L. J.* 262 参照。

3 筆者らは、本件について、所属する全国銀行協会における検討に事務局として関与する機会を与えられた。検討にあたっては、西川公二郎氏（みずほ銀行）、大間知麗子氏（弁護士・モリソン・フォースター法律事務所）に多大なご尽力をいただいた。この場をお借りしてお礼申し上げる。また、筆者の大野は、2019年4月に、香港大学で開催されたJapan and Korea Programme Seminar SeriesのLuncheon Seminarにおいて“Banking for Achieving a Sustainable Society: From the View of ‘OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct’”と題して話をする機会を得た。同セミナーでは、香港大学のSay H Goo（吳世學）教授、コメンテーターを務めていただいた中央大学の伊藤壽英教授から有益なコメントをいただいた。両先生のご貴重なご指摘にもお礼を申し上げます。もちろん、本稿の内容は、すべて筆者らの責任に帰すべきものであり、また意見等に係る部分は筆者らが所属する組織や業界の意見を代表するものではないことはお断り申し上げます。

的拘束力はないとされるが、責任ある企業行動に関し、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益等を含む広範な原則と基準を定めている。

MNE指針は、数次の改訂を経ているが、2011年改訂では、リスク管理の一環として、企業は自企業が引き起こすまたは一因となる実際のおよび潜在的な負の影響（adverse impact）を特定し、防止し、緩和するため、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施すべき等の規定が追加された。

さらに、OECDは、2018年には、MNE指針が想定する責任ある企業行動（Responsible Business Conduct）（以下、本稿において「RBC」という）に関するデュー・ディリジェンス（以下、本稿において「RBC DD」という）を事業者（企業）が理解し、実施する上でのガイダンスとして、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下、本稿において「OECD RBC DDガイダンス」という）を策定した⁵。

OECDは、「OECD RBC DDガイダンス」に加え、産業分野別のRBC DDに関するガイダンスを逐次策定しており、「銀行取引DDガイダンス」もその1つである⁶。

2 銀行取引DDガイダンスの概要

(1) 目的、意義、RBCリスク

銀行取引DDガイダンスは、上述のとおり、産業分野別のRBC DDに関するガイダンスのうち、銀行が行う企業向け貸付取引等を対象とするものである。銀行が企業向け貸付取引等を行

うにあたって、責任ある事業活動のためのデュー・ディリジェンスとして何が必要とされるかを説明し、デュー・ディリジェンス・プロセスの各段階ごとに銀行にとっての実務的な配慮事項を示すものである。MNE指針では、企業自身による業務運営、サプライチェーン、その他のビジネス上の関係における負の影響を回避して対処するために、企業がリスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施することを勧告しているが、銀行取引DDガイダンスは、銀行等が金融セクターで活動するにあたって期待されるRBCを明確にするためOECDが行う検討プロジェクトの成果の1つとされている。ここで銀行に期待されているところは、持続可能性の目標に貢献するために、金融機関が、その活動に関連する環境・社会リスクを回避して対処することである。持続可能な開発に対して事業体が行うことができる最も大きな貢献の1つは、強固なデュー・ディリジェンス・プロセスを通じ、RBCを事業活動の中やそのバリューチェーンにわたって組み込んでいくこととされ、銀行は、デュー・ディリジェンスを実施することで、責任をもって行動し、最終的には人々と地球に利益をもたらすプロジェクトや企業に対して確実に資金を供給することが可能となる、ということとされる。

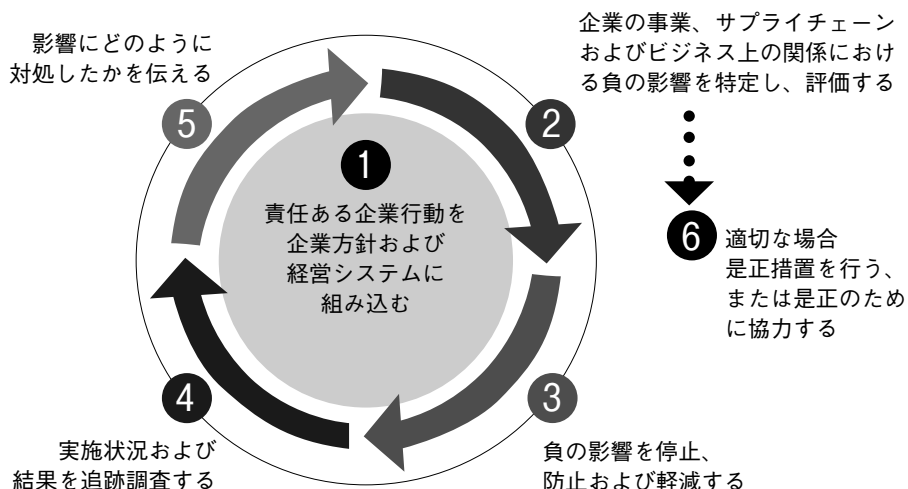
銀行取引DDガイダンスでは、銀行のデュー・ディリジェンスの対象となる「RBCリスク」は、通常銀行業務の遂行にあたって取り上げられる「リスク」（信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク、レピュテーション・リスク等）とは異なると指摘している。ここで対応すべきリスク、「RBCリスク」は、企業および銀行が原因となり、助長し、または直接に関

4 MNE指針の原文を含むRBCに関するOECDの情報、資料等は、OECDウェブサイト（<https://mneguidelines.oecd.org/>）から入手可能である。また、MNE指針の日本語版等、本邦におけるMNE指針関連の情報、資料等については、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>）に集約、公表されている。

5 原文は、<https://mneguidelines.oecd.org/due-diligence-guidance-for-responsible-business-conduct.htm>参照。日本語訳は、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000486014.pdf>。

6 例えば、衣類・履物セクターについては、“OECD Due Diligence Guidance for Responsible business conduct Responsible Supply Chains in the Garment and Footwear Sector”（OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス）など。金融セクターについては、本銀行取引DDガイダンスのほか、“Responsible Business Conduct for Institutional Investors”が策定されている。

【図1】 デュー・ディリジェンス・プロセス、およびこれを支える手段



出典：OECD RBC DD ガイダンス日本語版。

連する人々、環境および社会に対する負の影響であるとされている。

なお、本ガイダンスは、金融実務家、政府関係者、NGO、国際機関等の様々な関係者が参加するワーキンググループによって検討が行われた（マルチ・ステークホルダー・プロセス）。

(2) 銀行取引DDガイダンスにおける6つの方策と具体的対応

OECD RBC DDガイダンスでは、RBC DDの手法として、6つのステップを示している（【図1】参照）。

銀行取引DDガイダンスの中心的部分は、この6つの手法について、銀行取引における期待される方策、実施の方法等である。以下では、銀行取引DDガイダンスと同様に、まず参考としてOECD RBCガイダンスの当該手法に関する記載を囲みで示し、銀行取引DDガイダンスの各手法に関する記載についての概要を示すこととしたい。

【手法1】 企業方針および経営システムにRBCを組み込む⁷

1.1. RBC課題に関する一連の企業方針を立案、採択するとともに周知させる。これ

らの方針では、多国籍企業行動指針に定められた原則と基準への企業のコミットメントおよび企業自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係に適したデュー・ディリジェンスの実施計画を明確に示す。

- 1.2. RBC課題に関する企業方針をその企業の経営監督機関に組み込むようにする。その方針を経営システムに組み込んだ上で、国内の法令において今後予想されるこれら経営監督機関の独立性、自律性および法的構造を考慮しながら、企業のRBC課題に関する方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする。
- 1.3. RBCに関する期待事項および企業方針をサプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先とのエンゲージメントに組み込む。

ここでは、OECD RBC DDガイダンスの提示する「手法1」を、銀行においても同様に対応することを求めるものである。すなわち、RBC課題に関する基本的な方針等を策定し、取引先にもその方針等を示し、銀行内においてRBC課題に関する方針等の実施について管理する組織的な対応を求めている。

7 Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting pp.27.